

豊中市学校跡地の利活用方針【概要版】

～子どもたちの未来へつながるまちづくり
まちの魅力・地域活性化の拠点をめざして～

学校跡地利活用の基本コンセプト

- ① 子どもたちの未来につながるまちづくりをめざします
- ② まちの魅力、地域の活性化の拠点とします
- ③ 将来的な財政負担を抑えることを前提とします



「豊中市公共施設等総合管理計画」においては、将来的な財政負担を抑えるため、学校施設を含めた市有施設の施設総量（総延床面積）を平成26年度（2014年度）比で80%と設定したうえで施設再編の取組みを進め、施設再編に伴う跡地についても多様な手法を検討し、有効に利活用することを定めています。

学校施設は地域の中でもとくに規模の大きな敷地と施設を有していることから、学校再編に伴う跡地（土地・建物）の利活用は、まちの活性化や政策課題の解決を図るうえでとても重要な課題です。また、地域住民の活動拠点や災害時の避難場所として大きな役割を担っていることから、とくに慎重に検討を進める必要があります。

本方針は学校跡地の利活用に関する基本的な考え方と利活用方策決定までの検討手順を明らかにするものです。

学校施設の状況

本市には、平成30年（2018年）4月現在で小学校が41校、中学校が18校、合計59校あります。合計面積は約47万㎡で、市有施設全体の約47%を占めています。学校施設は耐震化率100%を達成しているものの、築30年を越える建物が多く、全体として老朽化が進行している状況です。今後、施設の更新時期の集中が見込まれることから、財源の確保と財政負担の平準化が課題となります。

利活用の検討に必要な4つの視点

防災機能の確保

学校施設は、運動場部分が一時避難場所として、また体育館や教室の一部が避難施設として指定されている他、備蓄物資の保管場所にもなっています。検討初期の段階から、跡地となる学校周辺の一時避難場所、避難施設の立地状況を勘案し、防災面で必要となる面積の確保について検討します。

地域活動の場の確保

学校を拠点に行われていた地域活動が継続するよう、共同利用施設や地区会館などの近隣施設を含め、活動の場の確保に努めます。

教育・公共目的での利用

必要に応じて新設校の機能を補完するなど、学校教育活動を支える役割について検討します。また集約化により財政負担の軽減が見込まれる場合には、市有施設の移転について検討します。

市の重要施策やまちづくりの方向性との整合

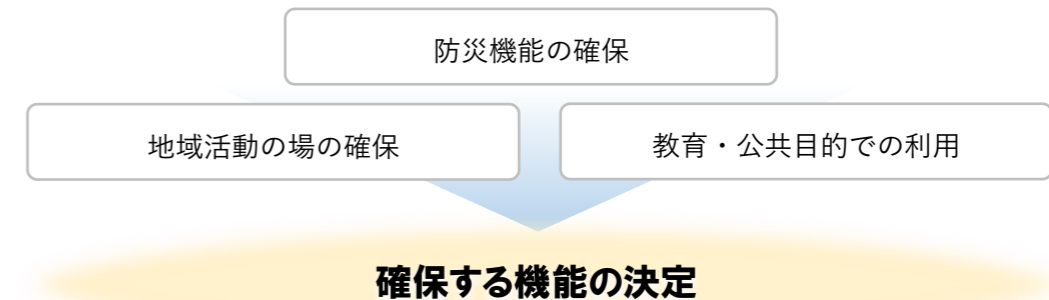
豊中市総合計画や都市計画マスタープランで定めるまちづくりの方向性と整合を図り、子育て支援や保健・医療の充実、魅力的な景観や住環境の形成、産業振興の充実などの政策課題の解決につなげます。

利活用の検討手順

Step1. 学校跡地に確保する機能の決定

検討の第一段階として、地域の防災機能が維持されることと、地域活動が継続されることに留意しつつ、学校跡地において確保する機能を精査していきます。

そのうえで、教育環境の向上や市有施設の集約化による財政負担の軽減など、地域課題への対応が必要な場合には、教育・公共目的での利活用を検討します。



* 防災、地域活動、教育・公共目的として利用するスペースを整理したうえで民間活力の導入など幅広い可能性を視野に入れた利活用方策の検討を行います。

Step2. 利活用方策の決定

第二段階では、政策課題への対応や地域のにぎわい創出に向け、新たな利活用のコンセプトや具体的な方策を検討します。市民、民間事業者、有識者等から意見、提案を収集したうえで、市全体のまちづくりの方向性と整合を図りつつ、学校跡地の効果的な利活用をめざします。

また、必要に応じて **Step1** で決定した「確保する機能」も含めた利活用方策を検討します。

① 市民からの提案募集

学校跡地の利活用方策にかかる提案や意見を広く市民から募集します。

② 民間事業者との対話（サウンディング型市場調査）

市民からの提案を踏まえ、事業者と対話を行い、幅広い利活用の可能性を探ります。

③ 第三者機関（諮問機関）での審議

有識者で構成される第三者機関が、市民・事業者の提案や意見を客観的に評価し、市へ提言します。

利活用方策の決定